

『津野山鏡』上巻正誤表①（2024年9月3日版）

104	102	101	101	101	97	91	86	85	85	85	85	85	83	81	80	77	55	53	53	51	49	46	31	25	24	22	21	21	13	頁
4	5	20	16	15	12	1	1	20	19	9	8	7	3	17	1	6	5	14	2	16	19	10	8	13	2	7	19	5	2	行
野見嶺南	使った	首藤氏でる	古村神社	不和八幡宮	野見嶺南	認めなかった	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	開拓者の氏性	神官もしくはは	渡し場のほとり。	山の津に住み給う	「これらの事実からすると	長祿元年（一四五七年）	尊崇したのもうまずける	野見嶺南	四万十川流域	班田收受法	（八九二年）、を迎え	順風漫歩	西に權をこいだ	西に下り	越知は越智通じる	浮穴郡現（松山市南部	繁高「註、系図上の七代」	誤
野見嶺南	を使った	首藤氏である	小村神社	不破八幡宮	野見嶺南	認めなかった	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	開拓者の氏姓	神官もしくはは	渡し場のほとり、	「山の津に住み給う	これらの事実からすると	長祿二年（一四五八年）	尊崇したのもうまずける	野見嶺南	四万十川流域	班田收受法	（八九二年）を迎え	順風満帆	東に權をこいだ	東に下り	越知は越智に通じる	浮穴郡（現松山市南部	繁高	正

176	170	169	168	167	167	165	164	162	158	145	142	142	135	134	134	128	128	127	127	127	127	118	114	114	111	111	110	110	109	頁	
12	20	10	13	4	1	1	18	11	17	18	8	8	13	11	9	2	1	19	12	10	10	1	17	14	2	1	30	29	12	行	
共出立野武士共なれば	舟に乗り	二男は	植えられたものと	今橋興助	享年七七歳	幡州国書写山	永延の豊穰と泰平	義経	野見嶺南	枇杷殿は京の明邸	西七五里	西に三七里	ある実像ができ上がるその 実像を、	名前に「通」のを	「之高」・「之高」	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	長祿元年（一四五七年）	謀年	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	佐表	誤
其出立野武士共なれば	舟に乗り	二男国頼は	植えられたものと	今橋興助	享年七二歳	播州国書写山	永遠の豊穰と泰平	経義	野見嶺南	枇杷殿は京の名邸	東七五里	東に三七里	ある実像ができ上がる。そ の実像を、	名前に「通」の字を	「光高」・「之高」	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	長祿二年（一四五八年）	某年	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	野見嶺南	左表	正

243	242	242	240	239	239	238	237	231	229	226	224	222	222	221	220	218	213	206	199	195	192	191	191	184	182	182	180	177	176	頁
8	16	2	19	15	1	14	6	11	8	15	18	3	2	20	5	4	4	16	14	16	13	20	16	2	16	5	12	1	13	行
須崎八幡宮のある	官宣旨案よる	書かれたとされ寿永元年	立証	も読める	承德自身	背紙文書	二七日にであった	か（一二七三年）	供御膳ヲ供エラル也、	供御膳ヲ供エラル也、	同じような同じような石碑	清高	多ノ郷彼神社	賀茂神社に本地仏には、	野見嶺南	考証することとする	経済的特権	平田城主	田地の耕作	班田收受法	勸農救貧政策	口分田の收受	班田收受法	この部分も同様である	合戦でき者	御契ガ成セラル	幼名は	同様に	櫻の本の弓	誤
須崎八幡宮のある	官宣旨案による	書かれたとされる寿永元年	立証	にも読める	承德地震	紙背文書	二七日であった	（一二七三年）	御膳ヲ供エラル也、	御膳ヲ供エラル也、	同じような石碑	浄高	多ノ郷賀茂神社	賀茂神社の本地仏には、	野見嶺南	考証することとする	経済的特権	平田城主	田地の耕作	班田收受法	勸農救貧政策	口分田の收受	班田收受法	この部分も同様である	合戦出来者	御契ガ成セラル	幼名は	同様に	櫻の木の本の弓	正